

随意契約理由書

件 名	金坂池公園（仮称）整備工事に伴う家屋事前調査委託【追加】
契約の相手方	株式会社テムズ
根拠法令	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
随意契約理由	本業務の契約の相手方は、令和 7 年度「金坂池公園（仮称）整備工事に伴う家屋事前調査委託」を履行した業者です。本業務の履行にあたっては、写真撮影箇所や計測等の手法において、1 度目の調査と同様に実施する必要があり、同一業者以外の者に履行させた場合、業務の履行においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を行うものです。
備考	